

栃木・柳澤法律事務所

Tochigi & Yanagisawa



情報開示

株式会社安愚楽牧場について

平成23年8月1日 オーナーの皆様宛てに「通知書」を発送しました。

平成23年8月9日 東京地方裁判所に民事再生手続の開始を申し立てました。

東京地方裁判所が安愚楽牧場の民事再生手続における監督委員を選任しました。

東京地方裁判所が安愚楽牧場に対し、弁済禁止の保全処分を発令しました。

平成23年8月17日 神戸（グリーンアリーナ神戸）で債権者説明会を開催します。

平成23年8月19日 東京（両国国技館）で債権者説明会を開催します。

広報資料

平成23年8月1日付通知書

平成23年8月9日付監督委員選任決定正本（東京地方裁判所）

平成23年8月9日付弁済禁止の保全処分決定正本（東京地方裁判所）

平成23年8月10日付ご通知並びに債権者説明会のご案内

Q & A

- 安愚楽牧場は倒産したのですか？
- 民事再生とはどういうことですか？
- オーナーの出資金（元本）は返ってくるのですか？
- 今すぐ解約手続をとれば、お金はすぐに返してもらえるのですか？

栃木・柳澤法律事務所

Tochigi & Yanagisawa

Q. 安愚樂牧場は倒産したのですか？

A. はい。

ある会社が経済的に破綻して弁済期にある債務を一般的に返済できない状態が継続することを一般に事実上の倒産といいます。事実上の倒産の後、破産、民事再生、会社更生等の手続が申し立てられると、法的な意味での倒産処理手続が始まることになります。安愚樂牧場は、平成23年7月31日に予定していたオーナー様への分配金の支払いをすることができないという状態が継続しており、また、同年8月9日に東京地方裁判所に民事再生の申立てをしましたので、現在、事実上、また、法律上の倒産状態にあります。

[質問一覧に戻る](#)

Copyright (c) 2010 TOCHIGI & YANAGISAWA LAW OFFICE. All rights reserved.
〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目22番13号 秋山ビル3階

栃木・柳澤法律事務所

Tochigi & Yanagisawa

Q. 民事再生とはどういうことですか？

A. 民事再生は、会社の法的な整理手続の一種です。

経済的に破綻した個人や法人が、その財産や事業利益をもって、確定した再生債権の一定割合を弁済することを内容とする再生計画を定め、その計画が債権者の多数の賛同を得て裁判所の認可を受けると、債務者は、以後、その計画に定めに従って債務を弁済する義務を負い、その余の責任を免れることができます。

[質問一覧に戻る](#)

Copyright (c) 2010 TOCHIGI & YANAGISAWA LAW OFFICE. All rights reserved.

〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目22番13号 秋山ビル3階

栃木・柳澤法律事務所

Tochigi & Yanagisawa

Q. オーナーの出資金（元本）は返ってくるのですか？

A. 全額はお返しきませんが、一部はお返しできる見込みです。

オーナー様の出資金（正確には、中途解約の場合は「清算金」、期間満了の場合は「再売買代金」です。）の返還請求権は、民事再生手続上の再生債権となり、和牛の所有権はその再生債権を担保する財産として取り扱われる見込みです。この関係を計算式で示すと、以下のようにになります。

$$\text{返還金} = \text{和牛の価値} + \text{一般配当}$$

ただ、現在までの調査では、和牛の価値は十分でなく、再生債権の配当分も大きくはならない見通しであり、結論的には、出資金元本の全額をお返しすることはできないでしょう。また、以上はあくまで現時点での予測であり、オーナー様への返済は今後定められる再生計画案に従って行われることにご留意ください。

出資金のどの程度を、いつお返しできるかについては、今後の手続の進展に伴って情勢が明らかとなり次第、このホームページなどでご案内する予定です。

[質問一覧に戻る](#)

Copyright (c) 2010 TOCHIGI & YANAGISAWA LAW OFFICE. All rights reserved.
〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目22番13号 秋山ビル3階

栃木・柳澤法律事務所

Tochigi & Yanagisawa

Q. 今すぐ解約手続をとれば、お金はすぐに返してもらえますか？

A. いいえ。

オーナー様の出資金返還請求権は、再生債権として安愚樂牧場の一般財産からも弁済されると予想されます。そうすると、再生計画の認可確定までには時間を要しますので、今すぐにお返しすることはできません。また、その時期についても上述のとおり未定ですので、逐次見通しをご案内する予定です。

[質問一覧に戻る](#)

Copyright (c) 2010 TOCHIGI & YANAGISAWA LAW OFFICE. All rights reserved.
〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目22番13号 秋山ビル3階

栃木・柳澤法律事務所

Tochigi & Yanagisawa

Q. すでに解約していたのですが、出資金を優先的に返してもらえますか？

A. いいえ。

解約済みの場合でも、出資金の返還請求権は、再生債権として扱われると見込まれますので、すぐにお返しすることはできません。また、解約済みの債権であるからといって他の債権者よりも優先的に弁済を受ける権利はありません。

[質問一覧に戻る](#)

Copyright (c) 2010 TOCHIGI & YANAGISAWA LAW OFFICE. All rights reserved.

〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目22番13号 秋山ビル3階

栃木・柳澤法律事務所

Tochigi & Yanagisawa

Q. まだ契約を解約していないのですが、今から解約できますか？

A. はい。再生債権の届出期間内であれば解約できます。

再生債権届出期限は、平成23年10月下旬から11月上旬頃となる予定ですので、それまでに到達するように、(株)安愚樂牧場の那須本部（〒325-0033 栃木県那須塩原市埼玉2-37）宛てに解約通知をご郵送ください。

今から解約をしても返ってくる金額や時期に差はないように手続を進める予定です。

[質問一覧に戻る](#)

Copyright (c) 2010 TOCHIGI & YANAGISAWA LAW OFFICE. All rights reserved.

〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目22番13号 秋山ビル3階

栃木・柳澤法律事務所

Tochigi & Yanagisawa

Q. クーリングオフできますか？ その場合、お金はすぐに返ってきますか？

A. 契約から14日以内であれば書面でクーリングオフできますが、お金をすぐにお返しできるわけではありません。

その場合の出資金の返還請求権も再生債権として取り扱われると見込まれます。通常の解約をされた方と同様、お金がすぐに戻るわけではありません。

[質問一覧に戻る](#)

Copyright (c) 2010 TOCHIGI & YANAGISAWA LAW OFFICE. All rights reserved.

〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目22番13号 秋山ビル3階

栃木・柳澤法律事務所

Tochigi & Yanagisawa

Q. 契約を解約するのと継続するのでは、どちらが得なのですか？

A. 現時点では、確定的に判断できません。

解約すると契約上10パーセントの違約金が発生し、その分再生債権の額が目減りすることになりますが、破綻後に解約をしたオーナー様が不利になる扱いは不公平であると考えますので、法律の許す限り、契約を継続されるオーナー様との間で返済額や返済時期に差が生じないようにしたいと考えています。ただ、そのような扱いが許されるかどうかは現時点では明らかではありません。

[質問一覧に戻る](#)

Copyright (c) 2010 TOCHIGI & YANAGISAWA LAW OFFICE. All rights reserved.

〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目22番13号 秋山ビル3階

栃木・柳澤法律事務所

Tochigi & Yanagisawa

Q. 破綻直前まで安愚樂牧場の社員から出資を勧誘されました。倒産すると知ってお金を集めたのだから詐欺ではないですか？

A. 詐欺ではありません。

まず、そのような事実があったとすれば、お詫び申し上げます。安愚樂牧場の破綻の事実は、皆様に告知するまで従業員にも秘密にしておりましたので、そのような行き違いがあったかも知れません。しかしながら、安愚樂牧場において、破綻の事実を知りながら社員に出資を勧誘させたという事実はありませんので、詐欺は成立しないものと考えます。

[質問一覧に戻る](#)

Copyright (c) 2010 TOCHIGI & YANAGISAWA LAW OFFICE. All rights reserved.

〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目22番13号 狸山ビル3階

栃木・柳澤法律事務所

Tochigi & Yanagisawa

Q. 安愚樂牧場の平成23年3月末の決算は黒字だったはずですが、あれは粉飾だったのですか？

A. いいえ。税理士のチェックを経た適法な決算です。

安愚樂牧場の決算では、和牛の飼養期間が満了したり解約がされたりしない限り出資金を返還する必要がないという取扱いになっていた関係で、オーナー様への返還義務が負債として計上されない仕組みになっていました。そのような処理は、税法上適法とされております。破綻直前に解約が急増し、また、再生手続上、未解約のオーナー様に対する出資金返還債務も負債としてカウントしました。その結果、今回、平成23年3月末決算よりも大幅に負債が増加することになったものです。

[質問一覧に戻る](#)

Copyright (c) 2010 TOCHIGI & YANAGISAWA LAW OFFICE. All rights reserved.

〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目22番13号 秋山ビル3階

栃木・柳澤法律事務所

Tochigi & Yanagisawa

Q. 安愚樂牧場のビジネスモデルは、当初から破綻していたのではありませんか？

A. いいえ。

安愚樂牧場のビジネスモデルは、「和牛をオーナーに買ってもらい資金を調達する」→「調達した資金を牧畜業において回転させ収益を上げ、その一部をオーナーに配分する」→「約定期間満了時に、オーナーから和牛を買い戻す」というものでした。このモデル自体は、法律的に違法なものではなく、経済的にも収益モデルとして成り立っているものと考えられます。現に、このビジネスモデルは「預託法」の規制には違反しておらず、運用においても、監督官庁による抜き打ち検査によっても違法であるとの指摘は受けませんでした。

今回の破綻の直接の原因は、口蹄疫問題や和牛の放射能汚染問題等による解約の増大、新規契約の大幅な減少などにより、資金繰りに窮するに至ったことにあります。また、破綻の間接的な要因として、日本経済のデフレ傾向（デフレのため実質的に出資金返済の負担が重くなった。）、和牛価格の下落傾向、配当率の高止まり傾向（年8パーセント超の高配当を約束した契約が多く残っていた。）、飼養コストの高額化傾向なども、経営を困難にした要因であるといえます。

[質問一覧に戻る](#)

Copyright (c) 2010 TOCHIGI & YANAGISAWA LAW OFFICE. All rights reserved.

〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目22番13号 秋山ビル3階

栃木・柳澤法律事務所

Tochigi & Yanagisawa

Q. 裁判所などから届く書類の送付先を指定・変更できますか？

A. はい。

「送達場所」または「代理人」をご指定いただければ、そちら宛てにお送りすることも致しますので、ご希望の方は、その旨を書面にて(株)安愚楽牧場（〒325-0033 栃木県那須塩原市埼玉2-37）までお届けください。

[質問一覧に戻る](#)

Copyright (c) 2010 TOCHIGI & YANAGISAWA LAW OFFICE. All rights reserved.

〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目22番13号 秋山ビル3階

栃木・柳澤法律事務所

Tochigi & Yanagisawa

Q. 問い合わせの電話がつながらないのですが…。

A. 電話が混み合っております。

当事務所では、本件のために専用のコールセンター（電話番号 050-5505-3720 受付時間午前9時～午後5時）を設置しておりますが、回線数が限られている関係で、電話が混み合つてつながらない場合があります。また、当事務所の回線もごく限られており、電話によるすべてのお問い合わせに対して十分にお答えすることができません。コールセンターにつながらない場合や法律的な問題点についてお尋ねになりたいございましたら、質問事項を書面にまとめ（メモ程度で構いません），当事務所までご郵送ください。書面、FAX又はこのホームページにてご回答差し上げます。

[質問一覧に戻る](#)

Copyright (c) 2010 TOCHIGI & YANAGISAWA LAW OFFICE. All rights reserved.

〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目22番13号 秋山ビル3階